

# 大分県報

令和六年  
第五三七号  
八月二十七日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 青少年に有害な興行の指定……………二
- 指定予定保安林（二件）……………二
- こいの持ち出し制限の範囲……………三
- 道路区域の変更……………三
- 道路の供用開始（三件）……………三
- 建築基準法による道路位置の指定……………四

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………四

## 告示

### 大分県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和六年八月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
新森内科クリニック	医療法人新森内科・歯科クリニック	別府市石垣東五丁目一番二五号	令六・六・一
加藤内科医院	加藤 宏明	竹田市大字竹田二〇七八番地の二	令六・七・一
竹田市医師会立 竹田医師会病院 荻町診療所	一般社団法人竹田市医師会	竹田市荻町馬場四三一	令六・六・一
新森歯科クリニック	医療法人新森内科・歯科クリニック	別府市石垣東五丁目一番二五号	令六・六・一
北浜さとう歯科クリニック	医療法人さとう歯科クリニック	別府市北浜二丁目七番一八号	令六・六・一
中島歯科医院	中島 知範	宇佐市大字四日市二二六六一二	令六・五・一
たていし薬局本店	有限会社たていし薬局	別府市莊園六組サンハイツ荘苑一階	令六・六・一七
プラム薬局安岐店	株式会社プラム	国東市安岐町塩屋一一三―四	令六・六・一

### 大分県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。

令和六年八月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
佐藤医院	佐藤 栄伸	竹田市荻町馬場四三一	令六・五・三一
プラム薬局安岐	有限会社暘谷駅		

店	前薬局	国東市安岐町塩屋一三三四	令六・五・三一
たていし薬局本	有限会社たていし薬局	別府市鶴見町六一	令六・六・十六

大分県告示第四百二号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和六年八月二十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令六・八・七	映画	おんあなたち 淫画	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	好きもの人妻たち 乱交	新東宝映画	
〃	〃	絶倫探偵DX 愛と淫慾のバイブ	オーピー映画	
〃	〃	夫婦崩壊 不倫の報酬	新東宝映画	
〃	〃	下ネタトリオ マドンナを狙え	オーピー映画	

大分県告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年八月二十七日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

白杵市大字海添字薬師山二二九二番、二二九七番、二二八九番から二二九一番号まで・二

二九三番・二二九五番・二三一六番・二三一七番・二二三五番・二二三九番（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに白杵市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年八月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字竹野浦河内字元猿二二五六番一四二、字一本松二二八一番、二二八七番、二二九〇番、二二九六番一から二二九六番四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字元猿二二五六番一四二・字一本松二二八七番・二二九〇番・二二九六番一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**大分県告示第四百五号**

令和六年大分県内水面漁場管理委員会告示第三号（こいの持ち出しの制限）に基づく水域の範囲を次のとおり定める。  
 令和六年八月二十七日

- 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 一 大分川水系の本流、支流及び派流
  - 二 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流
  - 三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流
  - 四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流
  - 五 駅館川水系の本流、支流及び派流
  - 六 自見川水系の本流、支流及び派流
  - 七 八坂川水系の本流、支流及び派流
  - 八 大野川水系の本流、支流及び派流
  - 九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池

**大分県告示第四百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
		大分県知事	佐藤 樹一郎	

令和六年八月二十七日

一般国道二  
一、二号

日田市大山町西大山字岩ノ下四二二番一〇地先から日田市大山町西大山字岩ノ下四二二番八まで	前	メートル 四三・二 〽一〇・二	メートル 一七八・三
日田市大山町西大山字岩ノ下四二二〇番一から日田市大山町西大山字岩ノ下四二二三番八まで	後	六八・八 〽三三・五	一七八・三
日田市大山町西大山字下釣六五七九番三から日田市大山町西大山字下釣六五七〇番五まで	前	三二・一 〽一二・四	九一・二
日田市大山町東大山字江良釣二六七番五から日田市大山町東大山字江良釣二六七番六まで	前	一一・四 〽七・〇	二二四・〇
日田市大山町東大山字江良釣二六七番一地内	後	三八・五 〽一四・八	二二四・〇

**大分県告示第四百七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

大分県知事	佐藤 樹一郎
-------	--------

大分県報（告示）

令和六年八月二十七日

大分県報（告示・選管委告示）

四

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二二号

日田市天瀬町出口字見竹三九五七番九から日田市天瀬町出口字見竹三九五七番三地先まで

令六・八・二七

ように道路の位置を指定した。  
令和六年八月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道高崎大分線

大分市大字八幡字御在所三七二番三から大分市大字八幡字地藏脇三三〇番六まで

令六・八・二七

大分県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道弓立上戸次線

大分市大字河原内字神ノ向三〇五一番一から大分市大字河原内字神ノ向三〇五〇番まで

令六・八・二七

大分県告示第四百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次の

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和六年八月十九日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年八月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、六九七人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一六、八五五人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三一、八八一人
別府市	三一、二四四人
中津市	二二、三七三人
日田市	一七、一九四人
佐伯市	一八、九四六人
臼杵市	一〇、三〇二人
津久見市	四、五七七人
竹田市	五、六四二人
豊後高田市	六、〇二一人
杵築市	七、六八〇人
宇佐市	一四、七七五人
豊後大野市	九、四八一人
由布市	九、二六五人
国東市・姫島村	八、〇〇〇人
日出町	七、七六一人
九重町・玖珠町	六、四七四人

令和六年八月二十七日

大分県報（選管委告示）

五